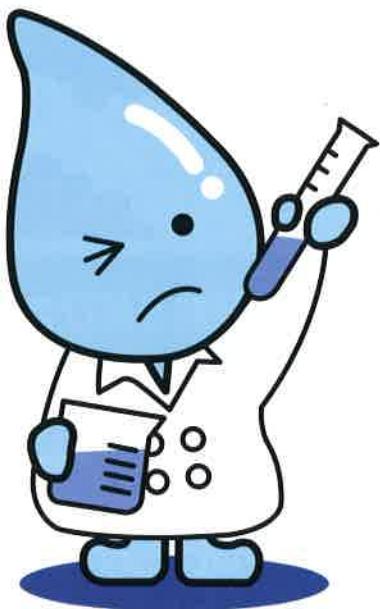


浄化槽をお使いの皆様へ 福岡県からのお知らせです。 

# 浄化槽の法定検査を受けていますか？

## 法定検査とは？



身近な例だと、車を車検に出すのと似た仕組みです。

浄化槽の保守点検・清掃が正しく行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを確認する検査です。

全ての浄化槽には、浄化槽法に基づく法定検査が義務づけられています。

### どんな検査をするの？

- 水質検査 … 浄化槽から出てくる水の検査をします。(生物化学的酸素要求量(BOD)、水素イオン濃度(pH)、残留塩素濃度、透視度)
- 外観検査 … 機能等に異常がないかをチェックします。(装置の状態、消毒の状況、水の流れ方等)
- 書類検査 … 保守点検・清掃の記録票等をもとに、保守点検や清掃等が適正に行われているかを調べます。

法定検査は、指定検査機関である一般財団法人福岡県浄化槽協会が行います。

法定検査は保守点検業者や清掃業者に受検の手続きの代行依頼をすることができます。

(検査に関するお問い合わせ先)

指定検査機関

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2

TEL 092-947-1800

福岡県環境部廃棄物対策課  
福岡県各保健福祉環境事務所  
福岡県各市町村

福岡検査センター 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 TEL 092-947-6123  
筑後検査センター 久留米市宮ノ陣3-2-38 TEL 0942-46-1900  
筑豊検査センター 田川市大字川宮872-1 TEL 0947-45-6102

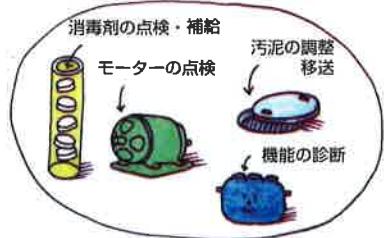
# 家族のみんなが知つていてほしいこと!

浄化槽に入ってくるトイレや台所の汚水をキレイにするためには、浄化槽の【日頃のメンテナンス】と【法定検査】が大切です。

【日頃のメンテナンス】とは、お使いになっている方(浄化槽管理者)が行う保守点検及び清掃をいいます。車に例えると、点検整備やオイル交換のようなものです。

## 1. 保守点検（日頃のメンテナンス①）

浄化槽の機能を維持するため、装置の点検、装置や機器の調整・修理、消毒剤の補充などを定期的に行います。



## 2. 清掃（日頃のメンテナンス②）

浄化槽内は、水に溶けない固形物や汚泥が少しずつたまってきます。たまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたすことになります。

そこで、年1回、固形物や汚泥を槽外に取り除き、機器類を洗浄、清掃します。



日頃のメンテナンス（保守点検及び清掃）は、専門業者と委託契約を結びましょう！



あらかじめ専門業者と委託契約を結んでおけば、定期的に実施してもらえるので面倒なことではありません。

専門業者や日頃のメンテナンスに関することは、もよりの保健福祉環境事務所（保健所）又は市町村にお尋ね下さい。

## 浄化槽の正しい使い方

### ① 水は適正量使いましょう。



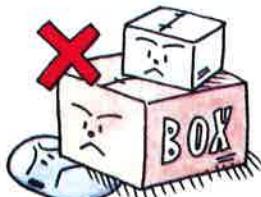
### ② 洗剤は適正量を使用しましょう。



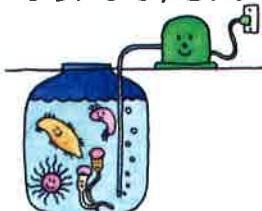
### ③ トイレにはトイレットペーパー以外流さないで下さい。



### ④ 浄化槽の上に物を置かないで下さい。



### ⑤ 浄化槽の電源は切らないようにして下さい。



### ⑥ 台所から野菜くずや天ぷら油を流さないで下さい。

